

## 一般社団法人日本高次脳機能障害学会 学術研究助成制度運用細則

第1条 一般社団法人日本高次脳機能障害学会（以下、本学会という）は、学術研究助成制度を運用するにあたりこの細則を定める。

第2条 本学会は、本制度の運用に際し、次の作業を行う。

- (1) 助成金の申請を受け付ける。
- (2) (1)の助成金申請に関わる研究課題は、本学会研究助成委員会がこれを審査する。
- (3) (2)で審査する項目は、研究課題名の妥当性、研究の必要性、研究計画の適切性、研究の意義、必要経費の妥当性とする。
- (4) 審査結果に基づき、本制度運用に適した申請者に、50万円を上限として助成金を交付する。

第3条 次の各号のすべてを満たす本学会正会員が助成金を申請できる。

- 1 所定の助成金申請書に、必要事項をすべて記載している者。
- 2 本学会年会費を完納している者。

第4条 助成金を交付された者は、日本高次脳機能障害学会学術総会において発表し、かつ、学会誌「高次脳機能研究」に投稿する。決められた期限までに発表ならびに投稿が実施できなかった場合、交付された助成金の返納を求める場合がある。

第5条 助成金を交付された者は、助成金を交付された年度を含めて3年間は新たな助成金の交付を申請できない。

第6条 本細則は、理事会の承認を得て、変更することができる。

附則 本細則は、2018年1月1日より施行する。